

明監報第19号

市民生活局（産業振興室）行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成29年(2017年)12月27日

明石市監査委員	藤本一彦
同	星川啓明
同	山崎雄史
同	辻本達也

市民生活局（産業振興室）行政監査の結果について

I 監査のテーマ

「公の施設の指定管理者制度の運用について」

II 監査の期間

平成29年10月24日から平成29年12月27日まで

III 監査の対象

産業政策課 対象施設：明石市公設地方卸売市場

IV 監査の範囲

主として、平成28年度の指定管理に係る事務の執行状況

V 監査の方法

市民生活局（産業振興室）から指定管理者制度に係る状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、指定管理者制度の運用が適正にされているかなどについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 指定管理者制度の導入の効果について
- (2) 指定管理者に関する根拠条例等について
- (3) 指定管理者の募集・申請等について
- (4) 指定に関する手続きについて
- (5) 協定書等の締結について
- (6) 協定書等の内容について
- (7) 指定管理料の支払等について
- (8) 指定管理者に対する指導・監督について
- (9) 事業報告書の点検について

VI 監査の結果

今回の監査は、指定管理者制度の運用が適正に行われているかなどを

主眼に、実施したものであり、特に指摘する事項はなかったが、指定管理者に対する指導及び監督について、次のとおり要望する。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。

1 指定管理者に対する指導及び監督について

明石市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）は、平成27年4月に市直営から指定管理者制度による運営に移行し、当該市場の運営は、株式会社明石卸売市場管理センター（以下「センター」という。）が受託したところである。

本市では、これまで様々な公の施設の運営について、指定管理者制度を導入してきたが、卸売市場については、初めての施設であり受託者にとっても、法人設立後、初めての事業となる。

所管課におかれては、市場の指定管理者制度についてノウハウの蓄積に努められるとともに、監査期間に口頭で改善を指示した事項などを十分に踏まえ、事業運営はもとより経理事務に至るまで、適時適切にセンターを指導・監督されたい。特に異例な事案があった場合には、センターから適時、報告や相談を受けられるよう連携を一層密にされ、指定管理者による適正な管理運営が確保されるよう要望する。